

広島県選挙管理委員会告示第三十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会を開催することができるとして次のとおり指定した旨、江田島市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十四年七月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
鹿川文化センター	九 江田島市能美町鹿川三四四一番地	平成二十二年七月二日